

●広報委員会運営要綱

〔 令和 5 年 1 0 月 2 7 日 〕
〔 日本学術会議第 3 5 7 回幹事会決定 〕

（設置）

第 1 広報委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 2 5 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

（任務）

第 2 委員会は学術会議全体としての広報に関する事項について審議する。

（組織）

第 3 委員会は、会長の指名する副会長、会員又は連携会員 2 0 名以内をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、令和 8 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。